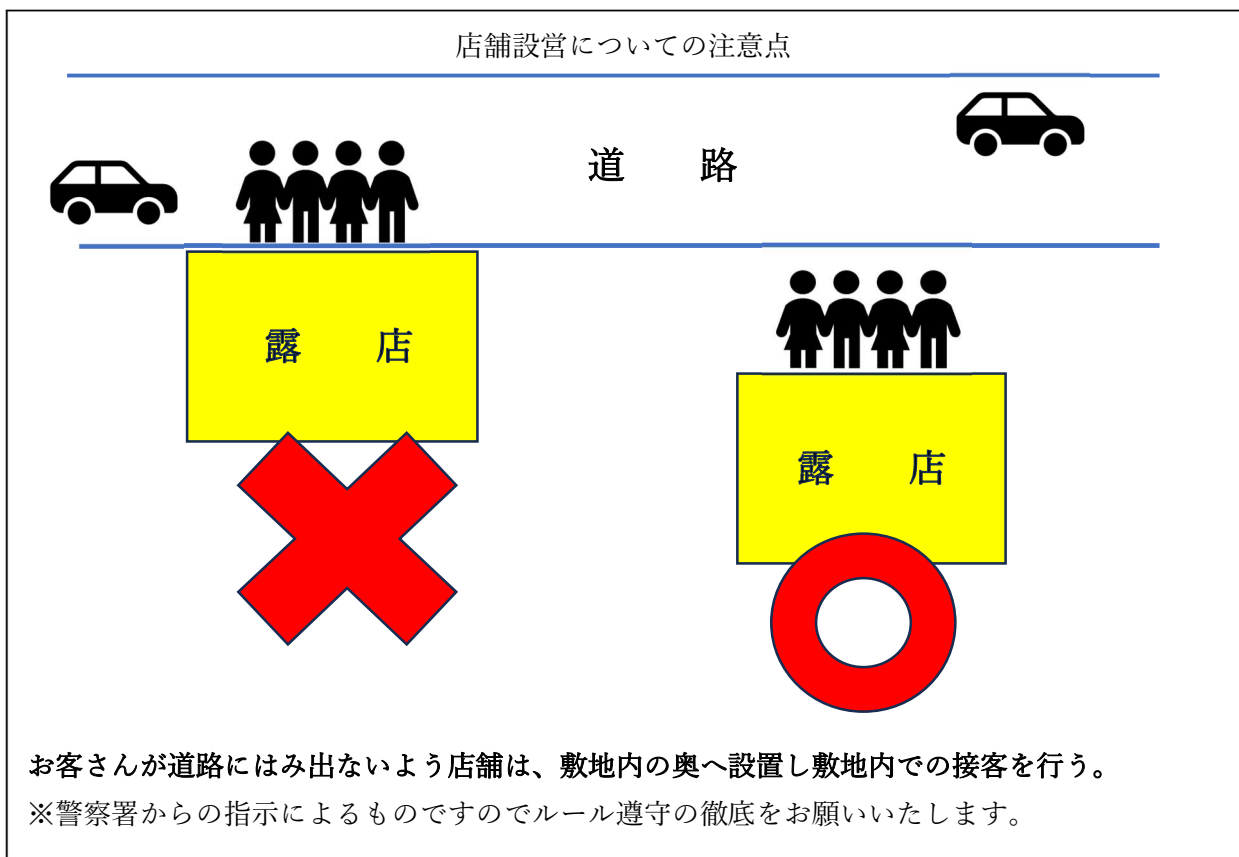


八朔祭露店等出店条件

- 1、出店に際しては、八朔祭実行委員会が発行する「出店許可証」を店舗内に必ず掲示すること。届出の場所以外での販売（移動販売）等はできません。
- 2、出店期間は、令和7年9月6日（土）15時～21時、9月7日（日）10時～18時までとする。（ただし、新町エリアは10時～19時）祭り終了後は速やかに撤去すること。
- 3、露店出店者用の車両は、必ず指定された場所に駐車をすること。
※毎年、駐車禁止エリア等でのトラブルが多いため、搬入車両No.の届出を行うこと。
- 4、当日は、出店届者が必ず売り場会場内に常駐すること。名義貸し等の出店は一切認めません。
- 5、食品営業の場合は、食品衛生法の規定による営業許可証を携帯すること。
- 6、出店届者は交通ルールを厳守すること。なお、出店に際して発生した交通事故、接触事故等については、主催者側は一切責任を負わない。必ず原因者の責任で復旧、解決を行うこと。



- 7、八朔祭の来場者に迷惑をかけること。
- 8、公共設備をはじめ、貸与者（地主）等に迷惑をかけること。
- 9、個人又は、公共の施設の水、電気等を無断で使用しないこと。また、残飯等を側溝に廃棄しないこと。
- 10、閉店後の撤収の際は、店舗周辺の清掃を行い、ゴミ・残飯等は各自持ち帰ること。
- 11、出店条件に違反した場合は、ただちに出店を取り消し、今後八朔祭での出店を認めない。
- 12、山都町暴力団排除条例に基づき、暴力団等の出店は認めない。なお、当該関係者であることが明らかになった場合は、ただちに出店を取り消す。
- 13、火災予防条例に基づき、対象火器具類を使用する場合には必ず消防署にて申請を行い、消火器を準備した上で使用すること。
- 14、その他、八朔祭への出店として相応しくないと認められた場合は出店を取り消す。
- 15、出店に関するトラブルにつきましては、本会は一切関知しません。